

常陸太田市パブリック・コメント手続実施案件に関する概要説明書

令和4年度 第1号

1	案 件 名	常陸太田市中心企業・小規模企業振興条例（案）
2	概 要	<p>本市の企業の大部分を占める中小企業及び小規模企業は、地域経済と雇用の基盤を支え、地域社会の発展と市民生活の向上に重要な役割を果たしております。</p> <p>昨今のコロナ禍を経て加速する社会変化に対応し、本市の中小企業及び小規模企業が持続的発展を遂げていくために、更なる中小企業・小規模企業の振興に向けた、基本理念、市の責務等の基本方針を定める市中小企業・小規模企業振興条例を制定するものです。</p>
3	公 表 日	令和5年1月20日（金）
4	意見等の提出期限	令和5年2月18日（土）
5	資料の公表日時	<p>1 窓口（6「資料の公表場所」の1～3に掲げる場所） 上記公表日から意見等の提出期限までの期間のうち、次に掲げる日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 土曜日、日曜日</p> <p>2 市ホームページ（6「資料の公表場所」の4に掲げる場所） 上記公表日から意見等の提出期限までの期間中常時</p>
6	資料の公表場所	<p>1 商工振興・企業誘致課 2 広報広聴課 3 各支所 (1) 金砂郷地域振興課 〒313-0113 常陸太田市高柿町137 電話 76-2111 (2) 水府地域振興課 〒313-0213 常陸太田市町田町163-1 電話 85-1111 (3) 里美地域振興課 〒311-0505 常陸太田市大中町1653 電話 82-2111</p> <p>4 市ホームページ www.city.hitachiota.ibaraki.jp</p>
7	公表資料名	常陸太田市中心企業・小規模企業振興条例（案）
8	資料の公表方法	<p style="text-align: center;">配布 閲覧 閲覧及び配布</p> <p>(注) 7「公表資料」は、6「資料の公表場所」の1～3に記載の各所において閲覧できます。 6「資料の公表場所」4においてはダウンロードによる配布を行います。</p>
9	公表の周知	<p>1 ひたちおたお知らせ版（令和4年12月26日号） 2 市ホームページ（平令和4年12月26日付）</p>

10	意見を提出できる方	<p>次のいずれかの要件を満たしている方に限ります。</p> <p>ア 市内に住所を有する者 イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者 ウ 市内の学校に在学する者 エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 オ その他パブリック・コメント手続に係る事案に利害を有する個人及び法人その他の団体</p>
11	意見等の提出方法及び提出先	<p>郵便、ファクシミリ、持参、電子メールのいずれかにより提出してください。意見書の様式は特に定めていませんが、意見書の題名は「常陸太田市中小企業・小規模企業振興条例（案）パブリック・コメント」としてください。</p> <p>1 提出期間 令和5年1月20日（金）から2月18日（土）まで。 郵便は2月18日消印有効、ファクシミリ・電子メールは2月18日午後5時15分到着分まで有効とします。 持参は、1月20日（金）から2月18日（土）までの期間のうち、5「資料の公表日時」1の(1)～(2)に掲げる日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで受け付けます。</p> <p>2 提出先</p> <p>(1) 郵便 14「問い合わせ先」の1または2に記載のあて先</p> <p>(2) ファクシミリ (0294) 72-0288</p> <p>(3) 持参 6「資料の公表場所」の1～3に記載の各所</p> <p>(4) 電子メール ① 商工振興・企業誘致課 yuchi@city.hitachiota.lg.jp ② 広報広聴課 koho2@city.hitachiota.lg.jp</p> <p>3 提出の際のご注意 意見等の提出権の確認や必要に応じて提出していただいた意見等の内容について照会するため、提出者の住所、氏名、勤務先（または学校名等）を必ず明記してください。 なお、提出に要する経費は、提出者の負担とさせていただきます。</p>
12	個人情報の取り扱い	<p>意見等提出の際にお預かりした個人情報は、11「意見等の提出方法及び提出先」で示した目的のみに利用し、それ以外の目的では利用しません。</p>
13	意見等の公表	<p>意見等の取りまとめが済み次第、6「資料の公表場所」において公表します。 なお、類似の意見等については取りまとめの上公表します。 また、提出いただいた意見等について個別に回答することはいたしませんので、あらかじめご承知おきください。</p>
14	問い合わせ先	<p>1 本案件の内容に関すること 常陸太田市 商工振興・企業誘致課 (〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地 電話 72-3111 内線 621)</p> <p>2 パブリック・コメントの実施手続きに関すること 常陸太田市 広報広聴課 広聴係 (〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地 電話 72-3111 内線 126)</p>
15	備考	